

不燃化特区助成の申請に必要な書類一覧表

ご用意いただく書類		除却		建替え	
		申請時	完了後	申請時	完了後
A 申請者の確認のために					
1	不燃化特区助成対象承認申請書	○		○	
2	必要に応じて委任状 別途用紙	○		○	
3	助成対象者（建物所有者）の住民票の写し 建物に共有者がいる場合、全員分が必要（コピー不可）	○		○	
4	建物の固定資産税評価証明書 コピー不可	○		○	
5	区市町村民税納税証明書（法人の場合は、法人税の納税証明書） 申請者の納税証明書（直近のもの、コピー不可） 建物に共有者がいる場合、全員分が必要	○		○	
6	消費税関係書類 「消費税相当額助成の要否判定フロー」に従い必要な書類を添付する	○		○	
B 建物の除却に関するもの					
7	案内図 除却対象の所在地がわかるもの 住宅地図のコピーに印をつけたものなど	○		○	
8	敷地図、建物の平面図、間取り図 現地調査に使用するので寸法が入った間取り図が必要	○		○	
9	建物の外観写真（2方向程度）	○		○	
10	登記事項証明書 除却対象の建物について（コピー不可） 登記がない場合、申請書の特記事項欄に「建物登記なし」と記入し、 建築年月日が確認できる別の資料を添付する。	○		○	
11	建築確認申請書、確認済証、又は検査済証の写し 除却対象の建物について（紛失の場合は、省略可）	○		○	
C 石綿分析調査及び除去に関するもの					
12	事前調査結果の報告書の写し、都道府県等への報告書の写し（対象規模の場合）	○		○	
13	調査者の資格証の写し	○		○	
14	石綿分析調査結果証明書の写し 分析調査を行った場合				
15	特定粉じん排出等作業計画書の写し 石綿含有の場合	○		○	
16	特定粉じん排出等作業完了報告書の写し 石綿含有の場合 作業状況が分かる写真とマニフェストを添付すること。				
D 建物の建替えに関するもの					
17	建築物の平面図、間取図 新築する建物について	-		○	
18	建築確認申請書 新築する建物について	-		○	
19	建築確認済証 新築する建物について 申請時に入手できていなければ検査機関の引受証でも可。 その場合は確認済証を入手後、すぐに提出すること。	-			○
20	地区計画の届出の写し	-		○	
E 敷地・土地所有者の確認					
21	敷地の登記事項証明書（コピー不可）	○		○	
22	借地の場合は、土地所有者の承諾書 別途用紙	○		○	
F 工事費用を確認するために					
23	工事の見積書の写し（除却、新築） 除却は工事の内訳が分かるもの。石綿分析調査費、除去費についても同様。 新築は設計費・監理費等の金額が分かるもの	○		○	
24	工事の契約書の写し（除却、新築） 除却は工事の内訳が分かるもの。石綿分析調査費、除去費についても同様。 新築は設計費・監理費等の金額が分かるもの 申請時未契約の場合、完了時でも可 契約内容に変更があった場合、完了時に変更したものが必要		○		○
G 説明に対する承諾をいただく					
25	説明承諾申出書	○		○	
H 工事完了を確認するために					
26	不燃化特区助成工事完了報告書		○		○
27	不燃化特区助成金交付申請書		○		○
28	不燃化特区助成金交付請求書		○		○
29	新築工事に係る建築物の検査済証の写し（建替えの場合）		-		○
30	取壊し完了と建替え完了写真（除却前と同じ場所から2方向程度）		○		○
31	滅失登記完了証 建物登記がない場合は、滅失登記に必要な書類		○		○
32	工事の請求書の写し 契約書と内容の一致が確認できるもの		○		○
33	工事の領収書の写し 請求書と金額の一致が確認できるもの		○		○

印は、早めに準備できているときに、提出いただく時期を示しています。

申請内容の審査に当たり、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。

提出者様へ特にお伝えすること

提出後、書類の追加や訂正、また見積もり等の極めて詳細な内訳をお願いすることがあります。

法人や個人事業者での申請の場合、消費税相当額が助成されないことがあります。

消費税相当額の補償については、法人税の確定申告書等を元に判断させていただきます。

不燃化特区制度を利用して建て替えをする場合、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローン「フラット35」における借入金利の優遇措置を受けることができます。詳細は、取扱金融機関またはフラット35サイト（www.flat35.com）にてご確認ください。